

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(過疎高等
学校特別経費・教育改革推進特別経費)交付決定通知書

都道府県 _____

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣

- この補助金の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(過疎高等学校等特別経費・教育改革推進特別経費)交付申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

過疎高等学校特別経費分

補助事業に要する経費 円

補 助 金 の 額 円

内訳

区 分	補助事業に要する経費	補 助 金 の 額
取扱要領第4条第一号に係る補助事業	円	円
取扱要領第4条第二号に係る補助事業		
計		

- 補助金の確定額は、補助事業に要した経費を基礎に交付要綱第18条の規定により算定した額と補助金の交付決定額(変更があった場合は変更後の額)のいずれか低い額とする。

- 4 都道府県知事は、適正化法、適正化法施行令、その他の法令及び私立高等学校等経常費助成費補助金(過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費)交付要綱に従わなければならない。
- 5 補助金の交付の条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。
 - (2) この交付決定に対して不服のある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日までとする。

教育改革推進特別経費分

補助事業に要する経費 円

補助金の額 円

内訳

教育の改革に資するもの	補助事業に要する経費	補助金の額
一 国際化推進経費		
1 外国人教員の採用	円	円
2 帰国子女の受入れ	円	円
3 留学生の受入れ	円	円
二 学校活性化・個性化推進経費		
1 転入学生等の受入れ促進		
(1) 転入学生の受入れ	円	円
(2) 編入学生の受入れ	円	円
2 生徒指導の充実	円	円
3 社会人・補助教員等の活用	円	円
4 技能連携等の推進		
(1) 技能連携制度の導入	円	円
(2) 実務代替制度の導入	円	円
5 職業教育の活性化		
家庭及び商業に関する学科	円	円
看護に関する学科	円	円
農業、工業及び水産 に関する学科	円	円
6 学校間連携等支援事業	円	円
7 入試改革の推進	円	円
8 適切な進路指導の推進	円	円
三 子育て支援推進経費		
1 預かり保育推進事業	円	円
2 幼稚園の子育て支援活動の推進	円	円
3 高校生の保育体験の推進	円	円
計	円	円